

317.25

Ke1192k

建設叢書

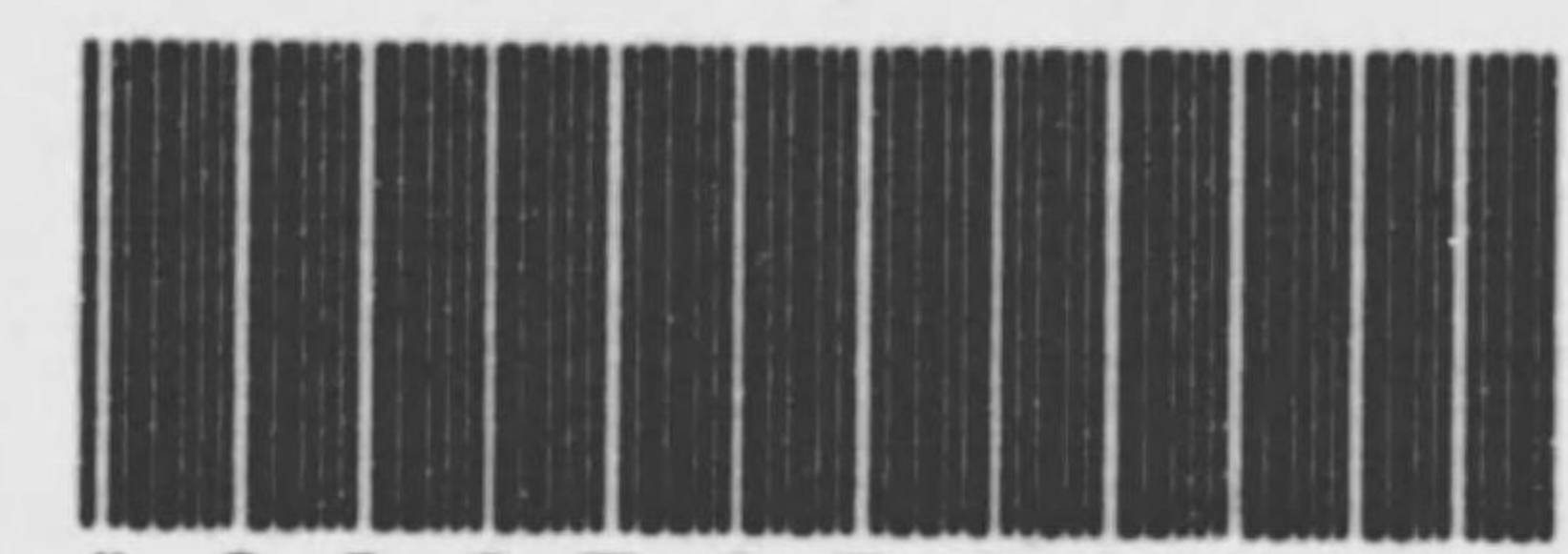
1

PUB.
ANALYSIS

建設院の機構と仕事

10,000

建設院總裁官房弘報課編



0007472000

0007472-000

317.25-Ke1192k

建設院の機構と仕事

建設院總裁官房弘報課

1948

ABH

B-2637

建設叢書 1

建設院の機構と仕事

建設院總裁官房弘報課編

317.25

Ke 1192 k



690882

目次

一、建設院の誕生 三

二、建設院の仕事の概要 五

三、建設院の機構と仕事の分擔 一七

 建設院設置法 三

 建設院設置法施行令 四

 建設院分課規程 五

 幹部一覽表 六

建設院の機構と仕事

一 建設院の誕生

昭和二十三年一月一日、新しく建設院と云ふ役所が生れた。昭和二十三年十二月三十一日を以て長い間我國官僚の總本山と目されていた内務省が解体終焉をつげたのに伴つて、舊内務省国土局及び調査局の一部と戦災復興院とが合体して、新しい日本を建設する建設院が出来たのである。

永い戦時々代を通じて我國の建設力は専ら軍備に全力を集中して来たので、敗戦後の日本は山河荒れ、都市は灰燼に歸し、住むに家なき多數の人々を擁した悲惨なる國となつた。

この間にあつて、昭和二十年十一月五日内閣に戦災復興院が設置され、一億六千萬坪の戦災焼失面積と取つくんで、経済的悪條件と戦いながら復興へ半歩を進めて来たが、復興

と云うにはあまりに大きい荒廢であつて、寧ろ軍備一切を放棄した平和日本を新しい構想のもとに新しく建設すると云つた方がより適切であつた。それは戦災を受けた都市についてだけ云えることではなく、山河にしても樹木濫伐の結果は利根川の濁流が東京都民を流す惨事が、吾々に如實な事實を物語つて呉れたのである。

復興から新建設へ、しかもその新建設は並大抵のことでは出来ない大事業である。従來のように少數の関係者にのみまかしておけない大問題である。國民すべてにとつての課題であるが故に、國民のすべての理解と協力と熱意と努力となしには達成しえない大仕事である。單に建設院と云ふ役所が出来ただけではどうにもならないので、建設は國民の手でと云う自覺が國民の一人々々の胸にしつかりとだきしめられてなければならぬのである。

その第一歩として新しく生れた建設院がどんな仕事を担当し、どんな機構の下で動いて行くかを皆さんに理解していただくために、この案内書がいさゝかでも役立てば幸甚である。

二 建設院の仕事の概要

建設院の担当する仕事は次のようなものである。

- 一、國土計畫、地方計畫、及び都市計畫に関する事務
- 二、地理に関する事務
- 三、河川、道路、砂防、公有水面及び水流その他土木に関する事務
- 四、住宅、宅地、建築、國費の支辨に屬する建物の管轄に関する事務
- 五、土木建築請負業に関する事務
- 六、國費の不當支出を防止するためにする連合國最高司令官の要求に係るすべての建設工事の技術的監督及び監視に関する事務

以下これらの仕事の内容と問題の所在について述べて見よう。

(一) 國土計畫、地方計畫及び都市計畫

凡そ建設には計畫の裏付けが必要である。計畫のない建設は有益でない許りかかえつて將來有害ですらある。特に敗戦後の日本は經濟力に餘裕はないから、建設にはあく迄も合理的で総合的に完全な計畫が必要である。

國土計畫は狭い我國をあらゆる面から最も合理的な文化國家たらしめるには如何にあらねばならぬかを決定するものである。従來の日本では國防的見地、軍備が建設の根本理念となつて各種の施設が配置されて來た觀があるが、今や平和國家、文化國家としての觀點から新しい國土計畫の確立が必要となつた。その確立には我國の智能陣の總力をあげて努むべきである。

國土計畫の下に地方計畫があり、その地方々々の開發に目標を與えるのである。これは例えば北海道開發計畫とか、東北振興計畫となつて具體的な事業として現に遂行され、將

來益々活潑に行われなければならないものである。

都市計畫は國土計畫、地方計畫等の上位計畫の下に、その都市の將來計畫に基いて樹立され事業として遂行されなければならないものであるが、現状は都市計畫が一番先行し、國土、地方の上位計畫とは無關係に行われてゐるうらみが少くない。

都市計畫中特に戦災都市については特別都市計畫法に基く特殊の復興計畫が樹立され、土地區劃整理事業を中心に各都市とも終戦以來一生懸命に復興に努力して來たのであるがインフレの進行に伴う國家財政及び地方財政の困窮の爲に、特に六大都市に於ては事業の進捗は思わしくない現状である。

復興土地區劃整理は特別都市計畫法によつて戦災を蒙つた都市について、都市計畫に基いて道路や公園綠地等の公共用地を整備すると共に、土地の交換分合によつて雜然とした市街地を整理して、交通上からも、衛生上からも、又火災防止の上からも、住みよい都市を建設し、國民生活の安定向上を圖ることを目的とする事業で、凡ゆる復興建設事業の基礎をなすものである。

標作業や、観測作業、水準測量等今後なすべき仕事が多い。

(三) 河川、道路、砂防等の土木事業

治水治山の仕事は古から國家の最大事業であつたが、戦備に迫られた我國ではこの方面への努力も怠りがちになり、昨年は利根の水流が東京都民を流す悲惨事にまで遭遇した。爾來治水の問題は國民關心の的となつたが、「天災は人々の忘れた頃に起る」のであるから平素の努力が必要であるが、事のない時に多額の土木費をあてることはむづかしく、殊に今日のような國家財政に於ては充分な經費をうることは困難であるが、國民の世論の頂點にある今日こそ事業推進の好機と云わねばならない。

建設院の直轄河川は九十余川に上り、その改修總工事費は年間約四十五億圓と豫想されるが、年々歳々災害に多額の費用を費している現状から考えれば是非とも根本的對策を講じなければならぬと考えられる。

これら全國的な災害の特徴としては水源山地の崩壊及び溪流の荒廢に伴い流出する土砂が洪水の被害を増大していることがあげられる。河川改修事業と並行して砂防事業の重要性はこゝにあるので、山地の崩壊防止と荒廢した溪流の修治によつて、災害の防止と農耕地の復舊造成に資し以て國土の保全と民生の安定とを期さなければならぬのである。

現在直轄砂防事業を施行中の河川は二十四であるが、その他都道府縣に施行させている事業の補助を併せると、之また年間十數億圓を要するのである。

道路の改良も亦戦時中の荒廢に委ねられているが、國道は國の輸送動脈であり、府縣道は地方開發の根幹であり、これらの改良も亦再建の重要な礎たるを失わない。

殊に國の生産と直結する、鑛山物搬出道路、林産物搬出道路、農産物搬出道路、水産物搬出道路等の生産道路の改良や、國立公園等の觀光地を中心とする觀光道路の改良、補修は是非行わなければならない。

是等道路の改修にも年々百億圓程度の事業費は出したいものである。

(四) 住宅、宅地、建築及び營繕

今日國民生活を不安なものにしてゐるのは何と云つても食糧難と住宅難である。住むに家なく、やつとあつても貸間暮して落着いた家庭生活を営むことの出来ないことは、世相の不安と共に一層國民の心を不安な、あじけないものとする。この住宅難の解決こそ、建設院の最も重要な仕事なりと斷言して間違いないと思われる。

戦災で失なつた家は約二百六十萬戸、それに戦争中の供給不足分や海外引揚者用を加えると約四百二十萬戸の不足である。加うるに年々の恒常需要増二十萬戸を見なければならぬ。終戦後二十二年度迄の新建設数は約八十萬戸であるが、一方火災や水害による損失は新建設をしのぐものあり、どうしても不燃建造物を増加せずには實質的増加は望みえない現状である。

この莫大な住宅不足は新築住宅のみを頼りにしたのでは二十年以上かかるので、とても

急速に家のない戦災者や引揚者の需要を満たすことは不可能なので、既存建物の住宅轉用を強力に推進することとし、使用されていない建物の住宅化は勿論進んで餘裕住宅の開放等の措置を講じつゝある。

一方新築住宅は都道府縣市町村等の地方公共団体を事業主体として、二分の一の國庫補助を以て昭和二十二年度には木造、コンクリートアパートを合せて約五萬戸を建設する計畫で進み、その他に割賦分譲住宅四萬戸、炭坑住宅や開拓住宅等重要産業給與住宅が約八萬戸、一般住宅約八萬戸、計二十五萬戸を目標に資材、資金の用意をしている。

尙現下の經濟危機を突破するためには重要生産資材の超重點的割當が必要なので、建築部門においても臨時物資需給調整法に基いて昭和二十二年二月八日から臨時建築等制限規則を制定公布して、建築の嚴重な許可制を施行して不要不急のものを抑制すると共に建築許可をしたものには資材の切符を交付することとして、都道府縣ごとに設置した建設院建築出張所をして資材の發券及び違反の摘發指導に當らせ、少い資材を有効に活用できるようにしている。

住宅建設問題に附随して宅地制度をどうするかと云ふことも、重要な將來の課題として研究が進められてゐる。

又建物の不足は單に住宅ばかりでなく、官公署等の事務所の罹災も七十五萬余坪に上り、一方新憲法實施に伴う新設官廳も相當數に上つていたので、これら諸官署の新設、修繕等の仕事も相當量あるわけで資材、資金に制約せられながらも建設を進めつゝある現状である。

(五) 土木建築請負業の調査指導監督

終戦後急激に膨張して世人の注目を惹いたものに土木建築業がある。殊に進駐軍關係工事やインフレの進行と共にどかくの話題をなげているが、これが指導監督の仕事も建設院の重要任務の一つである。

從來土木建築界は最も封建制が濃厚であると云われているが、資材資金に餘裕の少ない今

日の日本にとつて、土木建築業態の合理化は建設力の強弱に關係する處少くないので、よく實態を調査の上、適當な指導監督を實施して行かねばならない。

(六) 進駐軍關係工事の監督監視

土木建築請負業の指導監督と併行して、進駐軍關係工事の技術的監督並に監視の仕事は建設院の任務である。

進駐軍關係工事の施行は特別調達處の設置によつて實質的には大部分同處の仕事となつたが、窮迫せる國家財政の負擔を少しでも軽減するため、昨年十二月十二日政府に對する不正手段による支拂請求の防止等に關する法律が公布施行されたが、その技術的監督監視の仕事は從來の戦災復興院の仕事をうけついで、建設院でこれを行うことゝなつたのである。

三 建設院の機構と仕事の分担

(一) 機構

建設院は内閣総理大臣の管理に属し、その長、即ち總裁は國務大臣があたる。院の機構は官房と、總務局、水政局、地政局、都市局、建築局、特別建設局の六局の他に第一、第二の技術研究所と地理調査所があり、尙地方に地方建設局、建築出張所、特別建設出張所を設けた。

官房と各局に部課を置くが、これをまとめると次の様である。

總裁官房

秘書課

文書課

會計課

庶務課
道路企畫課
道路工務課
地政課
都市局
計畫課
區劃整理課
土木課
施設課
水道課
建築局
庶務課
指導課

弘報課
總務局
總務課
企畫課
資材課
特殊物件課
水政局
監理課
治水課
利水課
砂防課
防災課
地政局

監督課

住宅企画課

住宅建設課

炭礦住宅課

特別建設局

監督部

監督第一課

監督第二課

監督第三課

監督第四課

管轄部

管轄第一課

管轄第二課

管轄第三課

管轄第四課

管轄第五課

この他、調査研究機関と地方の出先として、

地理調査所

第一技術研究所

第二技術研究所

地方建設局

建築出張所

特別建設出張所

がある。建築出張所と特別建設出張所は元戦災復興院所管のもの、第二技術研究所は元同院技術研究所、また地方建設局は元内務省の各土木出張所、第一技術研究所は同省土木試験所、地理調査所も同省のものを建設院に移したものである。

建築出張所は現在各都道府縣に、特別建設出張所は仙台、横濱、京都、呉、福岡の五ヶ所に、地方建設局は東北（仙台）、關東（船橋）、中部（名古屋）、近畿（大阪）、中國四國（廣島）、九州（福岡）各地方にあり、第一、第二各技術試験所は東京、地理調査所は千葉にある。

(二) 職員

建設院の職員は、

- 總裁
- 總務長官
- 技 監
- 局 長
- 總理廳事務官

總理廳技官に分れる。

總裁は院務を統括してその責に任じ、總務長官は總裁を助けて院務を掌り、技監は技術を統理、局長は局務を掌る。また右の事務官、技官の中で建築監視官を充てる。

この外、院外の學識経験者の意見を聞き、また院務に參與し、或は専門の事項を調査するため、顧問、參與、専門委員を置く事が出来る。

地方建設局、建築出張所、特別建設出張所、第一、第二技術研究所、地理調査所には夫々局長、所長を置く。

又、總裁官房には官房各課の事務を總括する官房長を、各局には必要に應じ局長の命をうけて局務を掌る局次長を置くが、とりあえず水政、建築兩局に局次長を置いた。尙、特別建設局の監督、管轄の兩部には夫々部長を設け、官房並に各局の各課には夫々課長を置く。

(三) 仕事の分担

官房

官房は建設院全体の中樞として、機密、人事、考査、文書、會計、啓發宣傳等に關する事務をとる。この中、機密、人事等を秘書課で、文書關係、國會との連絡、渉外事務等を文書課で、豫算・決算と會計その他を會計課で取扱う。此等は一般官廳と共通で從來からあつた仕事であるが、弘報課は建設院設置と共に新設されたもので、住宅問題をはじめとして本院所管の行政が國民の日常生活に特に緊密な關係を有し、且つ國土建設の大事業は結局國民の十分な理解による世論の強力な支持を得なければならぬので、本院の施策行政の全般について國民大衆に強い弘報啓發を行う仕事を担当してゐる。此の仕事は從來もラジオ特別放送その他の宣傳計畫を實施して來てゐたが、建設院誕生と共に此の仕事の重

要性にかんがみ、新設の課として活潑な弘報活動を行う事となつたものである。

總務局

總務局では、(一)國土計畫と地方計畫、(二)地理調査、(三)資材及び機械器具、(四)資金と勞務、(五)統計調査、綜合調整、(六)土木建築工事請負業、(七)東北興業株式會社の業務監督、(八)都會地轉入抑制法の施行等、廣範圍に及ぶ仕事を分担してゐる。

國土計畫は、戦争によつて荒廢した國家再建のため、土地、資源、食糧、燃料、動力、等の綜合開發、河水利用の綜合統制、交通網の整備、都市農村の調整、國土保全、景勝地保護の最高目標に基いて、國土と人口との合理的な配分計畫をたてると共に、各種施設の綜合的な立地調整をするもので、此れは計畫の性質上特に經濟安定本部と緊密な連絡の下に行う。又、地方計畫は、右の國土計畫を基盤にした一地方の綜合計畫で、その地方の特徴によつて大都市地方計畫、炭礦地帯計畫、低位生産地方開發計畫等に調整育成する仕事である。此の兩計畫に關しては企画課が當る。

資材方面の仕事は、本院所管に係る各需要部門、即ち土木、建築、官公需及び土木建築業に要する資材の需給調整と、之に係る深い事項である。その概要は、(1)資材並に物資の需給計畫策定と割當、(2)電力需給調整、(3)重要物資の輸送證明、(4)本院所管事業に従事する勞務者に對する生活必需物資の確保と配分事務、(5)本院所管事業に使用する機械器具の需給調整・調達・運用・經理、(9)土木用石油製品配給要領により、官民所有に係る土木機械の登録とこれに要する石油製品の割當等の諸事務になり、此れは資材課が担当する。又、住宅建設や土木工事に關係の多い土建と資金勞務に關しては總務課の所管の仕事の一つで、これを事務内容に別けると次の様である。

一、一般指導監督 個々の業者に關しては從來放任状態にあつたので、これに對し法的措置をなす必要をみとめ目下立案中である。團體に關しては、閉鎖機關の指定及び特殊整理に關係する事務、聯合軍總司令部との連絡、内容の調査並に新團體設立に關する指導等を行ふ。

二、資金 臨時資金調整法による土建會社の設立、増資、目的變更及び事業設備の新設・擴張・改良等の許認可に關する審査事務を取扱ひ、臨時資金審査委員會に附議決定する。また、毎四半期經濟安定本部で決定する産業資金計畫に關する土建業の資金と住宅資金の資料をとりまとめる。

三、企業再建整備、會社經理應急措置法による特別經理會社につき、企業再建整備法の規定する新舊勘定の併合及び整備計畫の審査・許認可を行う。

四、指定生産資材の土建業に對する設備用並に假設用資材の枠の割當をうけ、これの配分計畫と發券の事務を行ひ、又之に關聯し土建業の事業設備用建築の許可に關する審査事務を行ふ。

五、勞務用物資、土建業の使用勞務者（主として勞働組合）に對する勞務用物資の配分計畫を立てる。

六、實態調査、土建業に對する行政方針の決定に資するため、その業態・資金・資材面の實体を調査する。

この外、經濟安定本部・勞働省等と共に工事現場の勞務監査の權限を有し、現場の監査

を行う。

總務課ではこの外、國民の一部が不自由を感じてゐる都會地轉入抑制法の施行、並に東北興業株式會社の業務監督指導を行う。

更に、連合軍最高司令官から政府に返還された物品等の處分に關しては、從來内務省調査局の所管であつたが、建設院新設と共に本院に移され、特殊物件課で取扱う。

水政局

水政局の所管事項は、一口で言へば水に關係する土木行政である。その大きな對象としては河川、運河、公有水面埋立、砂防等が挙げられる外、水害豫防組合についての仕事をも受持つている。

河川 河川は我々に非常な惠澤を興えて呉れている。併し又、時あつてか我々に非常な災害を及ぼす。昭和二十二年の關東水害に於ける利根川決潰の如きは未だ記憶に生々しい

所であらう。

河川に關する仕事は大きく分けて、治水と利水とに分けられよう。治水とは河川の興える災害面を抑える仕事である。堤防決潰の惨害を思うならば、如何に有効な利用方途が期待せられようとも、先ず第一にそれは危険ではなからうかということを考えなければならぬ。治水は水に關する土木行政の根本である。その十全な考慮の上に立つて、次には河川の興える惠澤面を出来る丈増進することが考えられなければならない。この限られた國土の中で民族が自活する爲には、利用面の開拓、増進は又一層に必要である。斯うして水政局の中には治水課と利水課とが置かれて各々その職分に全力を盡してゐる。しかし乍ら治水と云ひ利水と言つて考えの内々で二つに區別するけれども、實際の河川について見れば、この二つは別々にやつて行ける仕事ではない。河川に關する仕事は常に同時にこの二つの面から注意されて行かなければならないのである。

ではそれ等は如何いう仕事として行われるかと言へば、それは概ね河川改良工事、災害復舊工事、河水統制事業或いは發電關係等ということになる。曲りくねつた河身を整正

し、一定の豫想の下に計算せられた計畫洪水量を基礎として洪水の憂を無くし、一方舟運その他の水利を増進するのが河川改良工事である。止むを得ずして災害を惹起した箇所については速かにこれを復舊するのが災害復舊工事である。戦時中の森林過伐等による水源の荒廢、河川補修の不足等によつて近年頗る災害が増大して來てゐるのは周知の事實であつて、この爲、特に防災課が設けられてこれに關する仕事を受持つてゐる。河川を上流において堰上げて、その水量を統制し洪水の危険をなくすると共にそれを發電其の他に有効に利用しようと言ふのが河水統制である。發電に到つては説明を要しないと思ふが石炭資源に恵まれてゐるとは言えない我が國にとつては、國家再建上に缺くべからざる動力源を得なければならぬ。水力發電に關しては大体が河川の問題であるので電氣を所管する商工省と緊密に連絡をとつて努力してゐる。

河川についてはこれだけの仕事を所管してゐる譯であるが各府縣がこれらの工事を行うに當つては技術的、又人文的な計畫にも困難があり、經費も莫大にのぼるので行政上の便宜からこゝに於てその全体の調整を取りつゝ、各府縣に補助金を分配してこれを執行せし

め、特に主要な若干の河川については、全國六ヶ所の地方建設局を通じて、直接にその工事を施行してゐる。

運河 河川と關聯して、人工の河川たる運河についてもその建設、工事、經營等諸般の事項は治水其の他に重大な關係があり、治水課においてその事務を分担する。

公有水面埋立 公有水面埋立法といふ法律によつて、國に屬する河海湖沼等を埋立て、その埋立地の所有權を取得する關係の行政的な監督の仕事であつて、治水課でその事務を取扱う。但しこの關係において、港灣内のものだけは運輸省の所管する處である。

砂防 河川上流の森林の荒廢、開墾其の他によつて土砂の流出が多くなり、次第に河床を高めて、災害の因を來すことを防止する爲、一方にて森林の取締を嚴にすると共に、土砂の流出を防止する砂防施設が重要である。元來は治水の一部面であるが、他と區分し易いので、沿革的に獨立して來たもので、砂防課において、この仕事を受持つてゐる。河川のみならず海岸砂防もこの所管に屬するが、森林砂防のみは農林省所管となつてゐる。

水害豫防組合 水害は治水工事の完璧を期して起らぬ様にする事が一番であるが、不

幸にして不可抗力的な自然條件によつてその危険が切迫した時には、全力を挙げて之を防禦しなくてはならない。各市町村の消防團も之を担当するけれども、民間の自治團體として之に當るのが、水害豫防組合であつて、この組合の行政監督、助成等を、その他水政局の庶務と共に監理課において取扱つてゐる。

地政局

地政局の所掌事務は、一、道路、二、軌道の特許及び監督、三、自動車道事業、四、土地の管理及び収用、五、宅地の五つに關する事項で、庶務課、道路企画課、道路工務課、地政課の四課が分掌する。即ち一項乃至三項は道路關係であつて庶務課、道路企画課、道路工務課が緊密な連繫のもとに分掌し、四項以下は地政課が分掌する。各項に付て内容を略述すれば左の通りである。

一、道路に關する事項 全國の公道行政を所掌するもので、この根據法律は道路法である。關係法規としては道路法施行令の外道路構造令、道路工事執行令其他の省令がある。

これが活動は左の二つに大別することが出来る。

(1)、道路の行政監督に關する事項 道路法上の道路所謂公道は一般交通の用に供する道路で、行政廳が認定したもので、その種類は國道、府縣道、市道、町村道に別けられ、等級も亦この順になつてゐる。此の監督は國道、府縣道の管理者に對しては直接主務大臣が行い、市町村道の管理者に對しては主務大臣は第二次の監督官廳として該當事項について認可を與え命令を發するの外公益事業について管理者が許可承認を拒んだ場合、占用料の許可、承認又は占用料の決定權を行使する。

(2)、直轄道路工事及び府縣道改良工事に關する事項 道路の新設改築は道路管理者に於て執行するものであるが、道路は經濟上政治上缺くべからざる施設であるから、之が良否は國運の消長に關する所極めて大である。仍て國に於ても一定計畫の下に其の改良に意を用い、國道の改良に就ては國自ら執行する方針をとり、工事は地方建設局をして執行せしめてゐる。府縣道以下の道路はその經營を地方に委ねるが、その改良については負擔の均衡上から一地方にその費用を賄わせることは、不適當であると云うよりむしろ

酷であるのと、道路は國の營造物であるので、政府としては之に對し相當の補助を與える方針を持つてゐる。戦争に依る疲弊は道路に於て特に著しく、交通上大きな支障を來たし戦後公共事業特別整備事業等により全國に亘り復興に努め遂次回復し來つたが、それは應急手當と云ふ位の程度でしかなく、國家經濟の基盤となる道路は今後益々この整備に力を盡さねばならぬのである。

二、軌道に関する事項 軌道とは道路上に於ける一般交通の補助機關として道路に敷設する鐵道で、軌道に關しては軌道法、同施行細則、軌道建設規程、軌道抵當取扱規則其他多くの法律がある。

軌道に付ては道路に布設せしめる事を原則とする事業であるので、運輸省とともに建設院で所管するのである。軌道の特許、軌道工事施行の認可、軌道財團抵當權設立認可其他軌道に對して種々な事項に監督を行う。

三、無軌條電車に関する事項 無軌條電車は從來明治四年太政官布告六四八號（治水修路の如き運輸の利便に供する事業は國の事業とするが、特別の場合は私人に特許すると云う規則）に依り取扱つて來たのであるが、實質上軌道に相似た此の交通機關は軌道と同様な取扱を爲すのが適當とし、昭和二十二年十二月省令が公布され、昭和二十三年一月一日から施行されるのである。之が監督は軌道と同様運輸省とともに建設院の所管である。

四、自動車道事業に関する事項及び自動車運輸事業に関する事項 自動車道事業に關しては昭和六年四月法律第五二號自動車交通事業法を根據とし、運輸省とともに建設院の所管であつて、本事業の免許を行い實施認可等の監督を行うのである。自動車運輸事業に關しては運輸省が主管であるが、本事業は道路使用を前提として成り立つものであるので、經營の免許を爲す場合には道路行政を一元的に取扱う建設院に協議を爲すこととなつてゐる。

尙本事業に關し昭和二十二年法律第一九一號に依り道路運送法が公布されたが、その一部の施行をみたのみで未だ附屬法規等も完全に整備されていないが、今後は此の法律により取扱われることになる。

自動車道事業は戦争の影響を受け普及に一頓座を來たし、開設されたものも殆んど事業休止の状態であるが、將來は外貨獲得の一手段として観光事業が行われることは豫想に難くないので、之に伴い国立公園その他観光地帯に於て自動車道の開設が活潑に行われることとならう。

五、土地の管理及び収用、宅地 罹災地の急速な復興、新しい都市の建設の爲には、直接に資材、勞力を動員して建設事業を行う技術關係に先立ち、土地に關する適切な法律關係を規正し、その大綱を決定する行政活動が第一の要件である。この爲には、土地に關する充分に整備された資料に基く適確な宅地政策の樹立と、海外の土地に關する法律その他の資料の研究を必要とする。

地政課ではこの要請に基き、分課規程に掲げられた一、土地の管理使用及び収用、二、宅地、三、戦災地その他の災害地における土地物件の權利の處理、の三つの所管事項を遂行するため、現在次の様な仕事を行つてゐる。

一、宅地制度調査

二、罹災都市借地借家臨時處理法に基く借地借家の指導斡旋

三、土地収用法に關する事務

四、諸外國の土地法制その他に關する研究

各項について概要を述べると次の様である。

一、宅地制度調査 農地制度の改革と併行して、宅地制度についても新たな見地から検討し、宅地に關する根本的な政策を實施するためには、これに關する十分な資料を整備することが必要である。殊に農地と異り、我が國の宅地の權利關係及びその使用狀況の實態は極めて複雑で、而も之等についての正確な資料は全然缺けていた。そこで昭和二十一年度以降引續き宅地の實狀、慣行等について調査を行つてゐるが、現在は宅地の所有、使用及び借地の狀況、宅地取扱業者、宅地の價格、宅地の地積など宅地の靜態及び動態を調査してゐる。これには、(一)統計法第二條の規定に基く指定統計たる宅地調査と、(二)會社たる宅地取扱業の内容、資産、營業實績等を調べる宅地取扱業調査、(三)宅地の價格、地代、公租公課等を調べる宅地價格調査、(四)都市の宅地全部についての所有者別、筆數、

面積及び買買状況を調べる宅地々積調査の四つがある。

二、借地借家の指導斡旋 罹災都市借地借家臨時處理法は昭和二十一年八月二十七日法律第十三號を以て公布され、同年九月十五日から施行されたが、同法は新聞、ラジオ等で發表解説しただけでは、これを罹災者、建物疎開立退者及び土地所有者等の本法の利害關係人に周知させ、法の意圖する保護及び法律關係の整理調整を全からしめる事は不可能であるので、行政措置によつてその適正な運用を計る必要が認められる。

更に戦災のみならず風水害、火災等の天災による罹災にも本法が適用される様になつたので、一層その運用の活潑化が望まれる。このため適用地區の市區町村に對して處理法相談所を開かせ、國庫より補助金を出して本法に利害關係をもつ人に對する指導斡旋に當らせている。

三、土地収用法に關する事項 この法は公共の利益となる事業の爲、之に要する土地を収用又は使用する必要があるときは、本法の規定に依り収用又は使用することが出来る法律であるが、本法中には今日の事態には面白くない點もあるので、その内容の一部を改正することが必要とせられている。

都市局

都市局では、都市計畫と都市計畫事業の事務を扱う。

都市を構成するには、政治・經濟・産業及び文化等の凡ゆる角度から立地條件を考え、その都市の特徴を生かして理想的な都市を作らねばならない。そのために都市計畫を立て、それに基いて都市計畫事業が實施される。都市計畫をするには都市計畫法があり、戦災都市を復興するには特別都市計畫法があつて、これに基いて都市計畫と都市計畫事業を行い、又それに必要な地域地區を決定しなければならぬ。計画課で、これらの基本的事務を行う。

ところが都市計畫をするには宅地を整備し道路を設け、公園をつくり、住みよい市を作らねばならないが、この仕事は區劃整理で、街路、地域又は公園系統が都市計畫の根幹であるとするれば、土地區劃整理はその業であり花である。この仕事は區劃整理課で行い、戦

災都市復興の基盤として罹災區域に施行されている區劃整理が目下この課の主な仕事になつてゐる。

又、都市計畫の根幹たる道路は、無難作に造ると都市の施設が總て汚くなるが、之が整然と計畫的に造られると防災上完備し、能率的で衛生的な美しい都市が出来る。一國の文化は道路を見れば分ると迄言はれ、又水路も道路と同様に都市の構成には缺く事が出来ない。この等々を理想的に計畫し事業するために土木課がある。

又、都市は建物が集り過ぎると、衛生、休養、觀光等に缺陷が出来るので、適當な場所に公園や綠地等を設ける必要が生じてくる。殊に最近では都市農園も重要視されて來たので、これらを総合的に配置して文化都市の内容を充實するため、施設課が之に當つてゐる。

更に都市民の日常生活と近代都市の建設には、上下水道の施設が重要な役割をもつて居るが、之には水道課が當つてゐる。

以上の如く、都市局の構成は、都市計畫全般の基本的総合的計畫事務を担当する計畫課

と、各種都市施設別に夫々技術的部面を担当する五課よりなつてゐる。

建築局

住宅問題は戦後の國民生活に深刻な影響を及ぼし、單に國民個人の問題でなく重大な社會問題、經濟問題となつてゐる。國としては戦争中は厚生省、戦後は戦災復興院が此の難問題解決の衝に當つていたが、山積した悪條件は重大な難關となつてゐる。この仕事を建設局が担当してゐるが、各課の仕事の概要を述べると次の様である。

指導課 一、建築法規の施行と整備 大正八年に制定された市街地建築物法が、現在我が國の建築法規の根幹となつてゐるが、戦争により潰滅した都市を理想的に復興してゆくためには、本法を根本的に改める必要がある。戦災復興院誕生以來その研究を進め、現在建築法案として一應まとまつてゐる。理想的な建築法規により都市の健全な發展復興を圖ることが大切なことは云うまでもないが、現在の窮迫した資材の状況下では建築法規の施行については困難な問題がある。本法の改正もその點をも睨み合せ慎重に研究中であ

る。

又、戦時中は市街地建築物法の適用も、資材や行政簡素化等の観点から停止されていた條項も多かつたが、いつまでも放置できず又その必要もなくなつたので、美觀地區に関する規定を除き原則として全面的に適用されることとなつた。但し當分の間資材の状況によりやむを得ないと認めるときは適用を緩和する。

更に、建築物の向上を期するためには所謂建築法規—建築の制限—を整備するだけでは不十分で、これと同時に建築に關係する人の面をもとりあげる必要がある。建築士の制度、土木請負業者の問題、建築代價制等がこれで目下研究中である。

二、建築調査 復興計畫を科學的に推進するためには、まず權威ある建築統計を基礎にしなければならぬ。復興状況を正確に把握するための有効適切な建築調査の方法を研究中であるが、現在實施しているのは全國における建築物の着工及び竣工の調査で、之は聯合軍最高司令部の要求により毎月報告している。

三、建築物の防火防災 本格的な都市の復興は、所謂不燃都市の構築にあるが、戦後の

現在實に困難な事業である。しかし一刻も早くその實現を期し、指導啓蒙、國の助成、防火關係法規の強化等諸般の施策を研究している。

監督課 我が國經濟の再建、産業の復興を圖るためには基礎となる資材の需給調整に超重點主義をとらねばならないので切符制度を施行しているが、建築については臨時建築等制限規則を實施している。即ち、映畫館、料理屋等所謂不要不急建物の新築を禁止し、所謂開建築の取締を強化し資材の横流れを防止すると共に緊急の庶民住宅等に對しては最少限度のものに切符制により資材入手の確保を圖り、住宅難の解決とインフレの抑制、經濟再建に資するものである。

住宅企画課 住宅に關する施策を総合的にとりまとめ企畫立案するが、その主なるものは、住宅に關する地方債の資金化及び住宅融資の困難な實狀に鑑みて住宅資金の積極的斡旋を行い、立法上の必要措置を研究し、住宅敷地を一括取得することが困難なためその斡旋と立法上の措置を考究し、遊休建物の利用強化、余裕住宅の開放を行うため住宅緊急措置令を施行し、建築費の低下と大量迅速な住宅供給のため工場生産による方法、住宅基

準・住居規格等技術面の研究実施を行い、又住宅政策に関する調査統計を行う。

住宅建設課 深刻な住宅難にあえぐ庶民階級に住宅を供給するためには、現下の状況において政府の強力な援助による貸家の建設を行わねばならない。その促進のため、原則として公共団体をして庶民向賃貸住宅の建設、改造による遊休建物の住宅化を實施せしめてその建設費の半額を國庫で補助し、資材の入手、資金の融通についても特別の援助を與えている。即ち、國庫補助住宅建設である。又、中産階級以下で一時に建築資金を得られないう者に對しては割賦拂ひの方法により住宅を供給する必要があるので、この事業に對して財政資金又は産業資金の融通を斡旋して、資材の割當乃至現物支給を行い、更に重要産業勞務者の給與住宅も之に準じて建設を促進する。

次に、住宅用資材の需給を総合的に計畫し、現下の資材難の時に最も合理的に配分するために全体計畫を立て關係方面と連絡して住宅用資材の確保に當つてゐる。特に庶民住宅建設資材の調達には、地方における資材の現物化が困難な實情にあるので、昭和二十二年度から庶民住宅と分譲住宅の資材で現物化が困難なものについて國が一括入手し、現物を

地方事業主体に支給し、建設の促進を図ることとなつた。信用・經歷共充分な民間會社を代理機關をして所要資材の調達を行わしめてゐる。現在實施中の主な資材は、セメント、鐵鋼二次製品、板ガラス等である。

炭礦住宅課 炭礦勞務者住宅並に之れに附帶する病院その他の厚生施設の建設と硫化礦山勞務者住宅の建設に當つてゐる。石炭増産のため同勞務者住宅の改善を図るため、昭和二十二年五月戦災復興院に本課が生れ、各炭礦業者に建設資金の融資、資材割當配分と取得、建設計畫の樹立、工事促進と工事監査、落成検査等を行つてゐる。

又、食料増産に必要な硫安原料たる硫化礦石の増産のため、炭礦勞務者住宅建設に併せて同じ業務を扱つてゐる。尙、昭和二十三年度からは、亞炭勞務者住宅の建設も併せて施行する豫定である。

庶務課 臨時建築等制限規則を施行するため、全國各都道府縣に設置された建築出張所の監理を行い、又局内各課の連絡調整等に當る。

特別建設局

特別建設局は監督部と營繕部の二つに分れる。

監督部の所管する事項は、連合國最高司令官の指示に基ずく兵舎宿舍家族住宅及びその他の諸施設の設営工事を實施するに際し、各工事毎にその施工を監督して十分その目的に添わしめると同時に、請負業者が國に對し工事費の不當な請求をなさしめないように監視することである。

連合國最高司令官の指示に基いて行ふ設営工事を始め日本側の施設物資や色々のサービスの調達に關する事務は、從來戰災復興院、終戰連絡中央事務局等の各官廳が取扱つてきたが、調達自体の仕事は二括昭和二十二年九月五日の特別調達廳の發足と共に同廳に引繼がれた。之等の中設営工事についてはその特殊性から國においても技術的に之を監督して充分その要求に應ずるものとしなければならぬし、同時に尤大な工事量を消化するため經費が不當に壓迫を加えないようにとの、連合軍最高司令官の特別の好意もあり、請負人

が政府に對し不當な工事費を請求するのを防止するために、技術的にその請求内容を検討しなければならぬ。之等の二つの重要な任務を監督部がもつている。

右の監督と監視の仕事を充分に行うには、夫々専門の技術部面を担当して検討することが必要である。このため監督部は四課で編成されている。即ち、監督第二課では建造物の新築改修等の建築技術面、監督第三課では道路、橋梁、滑走路等の土木技術面、監督第四課では電気、機械、各種管工事等の設備技術面を担当する。之等は技術的に見て必ずしも獨立している譯ではないから、第二課が一應技術的にとりまとめて監督第一課に連絡する。第一課はその結果を綜合し地區毎に整理して事務的な手續をとつた上、各方面に連絡する。即ち、外部から第一課にきた仕事は分類されて各課に移され、その結果は再び第一課を通じて各方面に連絡されるわけである。數百億圓に達する工事の監督及び工事費の監視の仕事は、かうして一刻のよごみないベルトラインシステムによつてゐる。

營繕部は建設院設置法第一條及び第九條による國費の支辨に屬する建物の營繕に關する事項（別に法律の定めあるものを除く）を掌るところである。

従つて其の司掌する事務範囲は、地域的には全國的に、且つ一般會計のみならず特別會計所屬の管轄も其の範圍に屬するのであるが、建設院設置法附則に依つてこの法律施行の際現に各省大臣の所管に屬するものについては、昭和二十三年五月二日までなお従前の例によることとなつてゐる。附則による例外の主なるものは、運輸省に於ける國有鐵道事業、特別會計所屬の建造物の管轄、司法省に於ける刑務所の管轄、逓信省に於ける郵便、電氣通信、貯金、保險事業中現業關係建造物の管轄、文部省に於ける職災講學校復舊に關する應急補修整備等諸工事である。

管轄部は第一課より第五課に分れ、管轄第一課では管轄統一、豫算、經理、契約、官需物資と勞務者用物資等、管轄第二課では管轄計畫の立案調整、管轄の規格基準、工事費の積算、設計の連絡統一、管轄第三課では内閣・總理廳・國會・會計検査院・大藏省・文部省及び厚生省に屬する建物の建築工事の設計・監督、管轄第四課では第三課關係以外の各省各廳の建物の建築工事の設計・監督、管轄第五課では建築工事に附帶の土木工事・設備工事の設計・監督、を夫々分担する。又、工事實施上の便宜から管轄部大阪支部では三

重、岐阜、長野、富山、石川以西の所管工事の設計と監督を、從來通り行う。

右の外、中央地方に左の機關がある。

地理調査所は土地の測量及び地圖の調製等を行い、第一技術研究所では土木に關する調査・試験及び研究に關する事務、第二技術研究所では建築及び都市計畫に關する調査・試験及び研究並びに技術者の養成・訓練に關する事務を掌る。

又、地方建設局では直轄の土木工事を、建築出張所では臨時物資需給調整法に基く建築等の規制に關する事務を、特別建設出張所では特別建設局の仕事を分担の地域毎に分掌する。

建設院設置法

(昭和二十二年十二月二十六日)

法律第二百三十七號

第一條 建設院は、内閣總理大臣の管理に屬し、國土計畫、地方計畫及び都市計畫に關する事務、地理に關する事務、土地收用に關する事務、河川、道路、砂防、公有の水面（港灣内の水面を除く）及び水流その他土木に關する事務、住宅、宅地、建築、國費の支辨に屬する建物の營繕及び土木建築工事請負業に關する事務（別に法律の定のあるものを除く）並びに國費の不當支出を防止するためにする連合國最高司令官の要求に係るすべての建設工事の技術的監督及び監視に關する事務を掌る。

第二條 建設院に官房及び左の六局を置く。

總務局
水政局
地政局
都市局
建築局
特別建設局

第三條 官房においては、左の事務を掌る。

- 一 機密に關する事項
 - 二 職員の進退身分に關する事項
 - 三 所管行政に關する考査一般に關する事項
 - 四 公文書類の接受、發送、編集及び保存に關する事項
 - 五 予算、決算及び會計に關する事項
 - 六 啓發宣傳その他部外との連絡に關する事項
- 第四條** 總務局においては、左の事務を掌る。
- 一 國土計畫及び地方計畫に關する事項
 - 二 地理調査に關する事項
 - 三 資材及び機械器具に關する事項
 - 四 資金及び勞務に關する事項

- 五 所管行政に關する統計調査一般及び綜合調整に關する事項
 - 六 土木建築工事請負業に關する事項
 - 七 東北興業株式會社の業務の監督に關する事項
 - 八 都會地轉入抑制法の施行に關する事項
 - 九 その他官房及び他局の所掌に屬しない事項
- 第五條** 水政局においては、左の事務を掌る。
- 一 河川に關する事項
 - 二 砂防に關する事項
 - 三 公有の水面（港灣内の水面を除く）及び水流に關する事項
 - 四 運河に關する事項
 - 五 水害予防組合に關する事項
- 第六條** 地政局においては、左の事務を掌る。
- 一 道路に關する事項
 - 二 軌道の特許及び監督に關する事項
 - 三 自動車道事業に關する事項
 - 四 土地の管理、使用及び收用に關する事項

- 五 宅地に關する事項
 - 六 戰災地その他の災害地における土地物件の處理に關する事項
- 第七條** 都市局においては、左の事務を掌る。
- 一 都市計畫に關する事項
 - 二 都市計畫事業に關する事項
 - 三 水道及び下水道の工事に關する事項
- 第八條** 建築局においては、左の事務を掌る。
- 一 建築に關する事項
 - 二 住宅に關する事項
- 第九條** 特別建設局においては、左の事務を掌る
- 一 國費の不當支出を防止するためにする連合國最高司令官の要求に係る建設工事及び設備工事の技術的監督及び監視に關する事項
 - 二 國費の支辨に屬する建物の營繕に關する事項
- 第十條** 建設院の長は、國務大臣を以てこれに充てる。
- 第十一條** 内閣總理大臣は、所要の地に、地方建

附 則

この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する

國費の支辨に屬する建物の營繕に關する事務（別に法律で定めるものを除く）で、この法律施行の際現に各省大臣の所管に屬するものについては、昭和二十三年五月二日まで、なお、従前の例による。

内閣總理大臣 片山 哲
內務大臣 木村小左衛門

設局を置き直轄の土木工事を、建築出張所を置き臨時物資供給調整法第一條第一項の規定に基く建築等の規制に關する事務を、特別建設出張所を置き第九條に規定する事務を夫々分掌せしめることができる。

第十二條 建設院に所要の技術研究所を置き、土木建築及び都市計畫に關する調査、試験及び研究並びに技術者の養成訓練に關する事務を掌らしめる。

建設院に地理調査所を置き、土地の測量及び地圖の調製等に關する事務を掌らしめる。

第十三條 建設院の職員について必要な事項は、政令でこれを定める。

建設院の組織の細目については、その長がこれを定める。

第三條乃至第九條の規定にかかわらず必要があるときは、建設院の長の定めるところにより個々の場合につき部局の所掌事務の一部を變更することができる。

建設院設置法施行令

(昭和二十二年政令第三三四號)

第一條 建設院に左の職員を置く。

總裁

總務長官

技監一人

局長

總理廳事務官

專任六人

專任二百六十二人

級とすることができ(る)

總理廳技官

專任二人

專任六百四十二人

一級とすることができ(る)

總理廳事務官又は總理廳技官

五四

專任四千八百八十五人 三級

總裁は、國務大臣を以てこれに充てる。

第二條 總裁は、院務を統括し、院務についての責に任ずる。

第三條 總務長官は、總裁を助けて院務を掌理し、部内の三級官の進退を專行する。

第四條 技監は、上官を助けて技術を統理する。

第五條 局長は、一級の總理廳事務官又は總理廳技官を以てこれに充てる。

局長は、上官の命を受けて、局務を掌理する。

第六條 事務官は、上官の命を受けて事務を掌る。

第七條 技官は、上官の命を受けて技術を掌る。

第八條 建設院に建築監視官を置き、二級又は三級の總理廳事務官又は總理廳技官を以てこれに充てる。上官の命を受けて臨時物資需給調整法

第一條第一項の規定に基く建築及び機械設備の設置等の規制に関する監督に関する事務を掌る

第九條 建設院に顧問若干人を置き、院務に關して總裁に對し、意見を述べさせる。

顧問は、學識経験のある者の中から、總裁の推薦に基き内閣總理大臣の申出により、内閣に於いてこれを命ずる。

第十條 建設院に參與若干人を置き、院務に參與させる。

參與は、學識経験のある者の中から、總裁の推薦に基き内閣總理大臣の申出により、内閣に於いてこれを命ずる。

第十一條 建設院に専門委員を置き、専門の事項を調査させる。

専門委員は、學識経験のある者の中から、總裁の推薦に基き内閣總理大臣がこれを命ずる。

第十二條 地方建設局に局長を置き、一級又は二級の總理廳技官を以てこれに充てる。

建築出張所及び特別建設出張所に所長を置き、一級又は二級の總理廳事務官又は總理廳技官を以てこれに充てる。

第十三條 建設院に第一技術研究所及び第二技術研究所を置く。

第一技術研究所においては、土木に関する調査、試験及び研究に関する事務を掌る。

第二技術研究所においては、建築及び都市計畫に関する調査、試験及び研究並びに技術者の養成、訓練に関する事務を掌る。

技術研究所及び地理調査所に所長を置き、一級又は二級の總理廳技官を以てこれに充てる。

附 則

第十四條 この政令は、建設院設置法施行の日から、これを施行す。

第十五條 この政令施行の際現に戦災復興院官制に基き設置されている各建築出張所及び特別建設出張所並びに内務省官制に基き設置されている各土木出張所、土木試験所及び地理調査所は、夫々建設院設置法に基き設置された建築出張所、特別建設出張所、地方建設局、第一技術研究所及び地理調査所とする。

第十六條 この政令施行の際現に總理廳職員の職にある者で戦災復興院に所屬する者は、別に辭

五五

令を發せられないときは、建設院に屬せしめられたものとする。

この政令施行の際現に休職中の總理廳職員で休職となつた際戦災復興院に屬していた者は別に辭令を發せられないときは、休職のままその官を保有するものとする。

この政令施行の際現に内務省職員に在る者で、國土局、土木出張所、土木試験所又は地理調査所に屬する者及び調査局に屬し連合國最高司令官から政府に返還された物品等の處分に關する事務に従事する者は、別に辭令を發せられないときは、内務事務官は總理廳事務官に、内務技官は總理廳技官に、同級及び同俸給を以て任ぜられ、建設院に所屬せしめられたものとする。

この政令施行の際現に休職中の内務省職員で休職となつた際内務省の國土局、土木出張所若しくは地理調査所に屬していた者又は内務省調査局に屬し連合國最高司令官から返還された物

品の處分等に関する事務に従事していた者は、別に辭令を發せられないときは、休職のまま前項の例により總理廳職員に任ぜられたものとする。

第十七條 昭和二十二年勅令第二十八號（臨時物資需給調整法第一條第一項の規定に基く建築等の規制に關する處分を戦災復興院總裁をして行わしめる等の件）の一部を次のように改正する。第一項中「戦災復興院總裁」を「建設院總裁」に改め、第二項乃至第四項を削る。

第十八條 昭和二十二年政令第十號（官吏任用敍級令の一部を改正する等の件）の一部を次のように改正する。

第八條中「戦災復興院及び」を削る。
第十九條 河川法施行規程の一部を次のように改正する。

「内務大臣」を「内閣總理大臣」に改める。
第五條中「内務省直轄」を「建設院直轄」に、
「土木出張所長」を「地方建設局長」に改める。

廣川敷地處分令の一部を次のように改正する。

「内務大臣」を「内閣總理大臣」に改める。

第五條第二項中「内務省直轄」を「總理廳所管」に改める。

公有水面埋立法施行令の一部を次のように改正する。

第三十二條（第四號を除く）中「内務大臣」を「内閣總理大臣」に、同條第四號中「内務大臣」を「運輸大臣」に改める。

砂防法施行規程を次のように改正する。

「内務大臣」を「内閣總理大臣」に改める。

第三條中「内務省令」を「總理廳令」に、第五條中「内務省直轄」を「建設院直轄」に、「土木監督署長」を「地方建設局長」に改める。

災害土木費國庫補助規程の一部をつぎのように改正する。

「運輸通信大臣」を「運輸大臣」に、「内務大臣」を「内閣總理大臣」に改める。

明治三十一年勅令第八十四號（明治三十年法律第三十七號の施行に關する件）の一部をつぎのように改正する。

「内務大臣」を「内閣總理大臣」または運輸大臣」に改める。

大正十年勅令第三百三十一號（水道條例第二十一條ノ二の規定による職權委任に關する件）の一部をつぎのように改正する。

「内務大臣」を「内閣總理大臣及び厚生大臣」に改める。

水利組合吏員賠償責任及び身許保證令の一部をつぎのように改正する。

「内務大臣」を「主務大臣」に改める。

都市計畫施行令の一部をつぎのように改正する。
「内務大臣」を「内閣總理大臣」に改める。

第十八條 削除
交通事業調整委員會官制の一部をつぎのように改正する。

第一條中「運輸大臣及内務大臣」を「内閣總理大臣及運輸大臣」に第三條第二項中「内務大臣」を「建設院總裁」に改める。
 自動車交通事業法施行令の一部をつぎのように改正する。

「内務大臣」を「内閣總理大臣」に、「運輸通信大臣」を「運輸大臣」に改める。

土木共済組合令の一部を次のように改正する。

「内務大臣」を「内閣總理大臣」に改める。

第一條中「内務省」を「建設院」に、「土木出張所」を「地方建設局」に、「土木試験所」を「第一技術研究所」に改める。

第二十條 左に掲げる命令中「内務大臣」を「内閣總理大臣」に改める。

河川法準用令

河川合帳令

河川付近地制限令

河川予定地制限令

河川行政監督令
 北海道指定河川特例
 砂防行政監督令

道路法施行令

大正十一年勅令第三百八十五號（道路法第二十条第二項の規定による主務大臣の権限に関する件）

土地收用法施行令

明治三十三年勅令第百號（土地收用法第六條に基づいて發する命令の件）

明治三十三年勅令第百一號（土地收用法第四十六條による合同收用審査會に関する件）

明治三十三年勅令第百二號（土地收用法第六十九條により發する命令の件）

陸上交通事業調整法施行令

帝都高速度交通營團法施行令

電力管理法施行令

日本發送電株式會社法施行令

電氣事業法施行令

建設院分課規程

第一條 總裁官房に秘書課、文書課、會計課、及び弘報課を置く。

第二條 總裁官房に官房長を置く。上官の命を受けて官房各課の事務を總括する。

第三條 秘書課においては、左の事務を掌る。

- 一 機密に関する事項
- 二 職員の進退身分及び賞罰に関する事項
- 三 職員の服務に関する事項
- 四 儀式典禮に関する事項
- 五 職員組合に関する事項

第四條 文書課においては、左の事務を掌る。

- 一 建設院設置法及び附屬法規その他組織に関する事項
- 二 公文書類の接受及び發送に関する事項
- 三 成案文書の審査及び進達に関する事項

- 四 公文書類の編集及び保存に関する事項
- 五 官報掲載に関する事項
- 六 總裁及び總務長官の官印並びに院印の管守に関する事項
- 七 所管行政の考査一般に関する事項
- 八 國會との連絡に関する事項
- 九 一般渉外事務に関する事項
- 十 閉鎖機關に関する事務の總括に関する事項
- 十一 小切手等の認證に関する事務
- 十二 他課の所管に屬しない事項

第五條 會計課においては、左の事務を掌る。

- 一 經費及び收入の予算及び決算並びに會計に関する事項
- 二 會計の監査に関する事項
- 三 官有財産及び物品に関する事項
- 四 職員共済組合その他職員の福利厚生に関する事項
- 五 庶中取締及び營繕に関する事項
- 六 傭人の進退及び監督に関する事項

第六條 弘報課においては、啓發及び宣傳に關する事務を掌る。

第七條 各局に必要な應じ局長を置く。局長の命を受けて局務を掌理す。

第八條 總務局に總務課、企畫課、資材課及び特殊物件課を置く。

第九條 總務課においては、左の事務を掌る。
一 局内事務の連絡調整に關する事項

二 地理調査所に關する事項

三 資金及び勞務に關する事項

四 本院所管行政に關する統計調査一般及び綜合調整に關する事項

五 土木建築工事請負業に關する事項

六 東北興業株式會社の業務の監督に關する事項

七 都會地轉入抑制法の施行に關する事項

八 予算に關する事項

九 總裁官房及び他局課の所管に屬しない事項

第十條 企畫課においては、國土計畫及び地方計

一 河川、水流及び運河に關する事項

二 公有水面の埋築、干拓及び使用に關する事項

第十六條 利水課においては、左の事務を掌る。
一 河水統制に關する事項

二 水力工事に關する事項

第十七條 砂防課においては、砂防に關する事務を掌る。

第十八條 防災課においては、左の事務を掌る。
一 府縣災害土木費國庫補助に關する件の施行に關する事項

二 災害防除施設に關する事項

第十九條 地政局に庶務課、道路企畫課、道路工務課及び地政課を置く。

第二十條 庶務課においては、左の事務を掌る。
一 局内事務の連絡調整に關する事項

二 道路の行政監督に關する事項

三 軌道、自動車道及び無軌條電車に關する事項

畫に關する事務を掌る。

第十一條 資材課においては、左の事務を掌る。
一 資材及び機械器具の需給調整に關する事項

二 機械器具の調達、運用及び經理に關する事項

第十二條 特殊物件課においては連合國最高司令官から政府に返還された物品等の處分に關する事務を掌る。

第十三條 水政局に監理課、治水課、利水課、砂防課及び防災課を置く。

第十四條 監理課においては、左の事務を掌る。
一 局内事務の連絡調整に關する事項

二 局所管行政に關する綜合企畫調査及び統計一般に關する事項

三 予算に關する事項

四 地方建設局に關する事項

五 水害予防組合に關する事項

六 他課の所管に屬しない事項

第十五條 治水課においては、左の事務を掌る。
一 河道の維持に關する事項

二 治水施設の改良に關する事項

三 治水施設の統計に關する事項

第十六條 道路企畫課においては、左の事務を掌る。
一 道路政策の樹立に關する事項

二 道路の調査及び企畫に關する事項

三 道路の統計に關する事項

第十七條 道路工務課においては、左の事務を掌る。
一 直轄道路工事に關する事項

二 地方道路の改良に關する事項

第十八條 地政課においては、左の事務を掌る。
一 土地の管理、使用及び收用に關する事項

二 宅地に關する事項

三 戰災地その他の災害地における土地物件の權利の處理に關する事項

第十九條 都市局に計畫課、區畫整理課、土木

課、施設課及び水道課を置く。

第二十五條 計畫課においては、左の事務を掌る。

- 一 局内事務の連絡調整に関する事項
- 二 都市計畫及び都市計畫事業に関する事項
- 三 地域地区に関する事項
- 四 建物疎開及び防空土木水利施設の残務處理に関する事項
- 五 予算に関する事項
- 六 廣告物取締に関する事項
- 七 他課の所管に属しない事項

第二十六條 區畫整理課においては、左の事務を掌る。

- 一 土地區畫整理に関する事項
- 二 罹災土地の清掃處理に関する事項

第二十七條 土木課においては、左の事務を掌る。

- 一 街路、水路及び水路施設その他市街地の土木施設に関する事項
- 二 市街地建築物法の施行に関する事項
- 三 建築物の防火防災に関する事項
- 四 住宅營團の閉鎖事務に関する事項
- 五 他課の所管に属しない事項

第三十二條 指導課においては、左の事務を掌る。

- 一 市街地建築物法の施行に関する事項
- 二 建築物の防火防災に関する事項
- 三 其の他建築の指導監督に関する事項

第三十三條 監督課においては、臨時建築等制限規則の施行に関する事務を掌る。

- 第三十四條 住宅企業課においては、左の事務を掌る。
 - 一 住宅に関する総合企畫に関する事項
 - 二 庶民住宅用資金の斡旋に関する事項
 - 三 住宅緊急措置令の施行に関する事項
 - 四 住宅の工場生産に関する事項
 - 五 住宅に関する調査統計に関する事項
- 第三十五條 住宅建設課においては、左の事務を掌る。
 - 一 庶民住宅及び給與住宅の建設に関する事項

二 地下埋設物の整理に関する事項

第二十八條 施設課においては、左の事務を掌る。

- 一 公園、綠地及び運動場に関する事項
- 二 都市農園に関する事項
- 三 市場、屠場、墓地及び火葬場その他公共施設に関する事項
- 四 街路樹その他公共用樹に関する事項
- 五 風致地區その他保勝及び觀光に関する事項

第二十九條 水道課においては、水道及び下水道の工事に關する事務を掌る。

- 第三十條 建築局に庶務課、指導課、監督課、住宅企業課、住宅建設課及び炭礦住宅課を置く。
- 第三十一條 庶務課においては、左の事務を掌る。
 - 一 局内事務の連絡調整に関する事項
 - 二 建築出張所及び第二技術研究所に関する事項
 - 三 予算及び經理に関する事項

二 既存建物の住宅化に関する事項

第三十六條 炭礦住宅課においては、左の事務を掌る。

- 一 炭礦勞務者住宅等の建設に関する事項
- 二 硫化鐵山勞務者の住宅等の建設に関する事項

第三十七條 特別建設局に左の二部を置く

- 監督部
 - 監督部においては、建設院設置法第九條第一號に掲げる事務を掌る。
 - 營繕部においては、建設院設置法第九條第二號に掲げる事務を掌る。
 - 各部に部長を置く。局長の命を受けて部務を掌理する。
- 第三十八條 監督部に監督第一課、監督第二課、監督第三課及び監督第四課を置く。
- 第三十九條 監督第一課においては、左の事務を掌る。

掌る。

- 一 局内事務の連絡調整に関する事項
 - 二 予算及び経理に関する事項
 - 三 連合軍最高司令官の要求に係る建設工事及び設備工事の技術的監督及び監視の企画及び調整に関する事項
 - 四 連合軍との連絡に関する事項
 - 五 特別建設出張所に關する事項
 - 六 他課の所管に屬しない事項
- 第四十條 監督第二課においては、建築工事の技術的監督及び監視に關する事務を掌る。
- 第四十一條 監督第三課においては、土木工事の技術的監督及び監視に關する事務を掌る。
- 第四十二條 監督第四課においては、設備工事の技術的監督及び監視に關する事務を掌る。
- 第四十三條 營繕部に營繕第一課、營繕第二課、營繕第三課、營繕第四課及び營繕第五課を設く。
- 第四十四條 營繕第一課においては、左の事務を

掌る。

- 一 營繕統一に関する事項
 - 二 予算及び経理に関する事項
 - 三 契約に関する事項
 - 四 官需物資及び勞務者用物資に関する事項
 - 五 他課の所管に屬しない事項
- 第四十五條 營繕第二課においては、左の事務を掌る。
- 一 營繕計畫の立案及び調整に関する事項
 - 二 營繕の規格基準に関する事項
 - 三 工事費の積算に関する事項
 - 四 設計の連絡統一に関する事項
- 第四十六條 營繕第三課においては、内閣、總理府、國會、會計検査院、大藏省、文部省及び厚生省に屬する建物の建築工事の設計及び監督に關する事務を掌る。
- 第四十七條 營繕第四課においては、前條に掲げる以外の各省各廳の建物の建築工事の設計及び監督に關する事務を掌る。

第四十八條 營繕第五課においては、建築工事に附帶する土木工事及び設備工事の設計及び監督

に関する事務を掌る。

建設院幹部一覽表

(昭和二十三年二月二十八日現在)

總 裁	木村 小左衛門	企畫課長	金子 榎
總務長官	阿部 美樹志	資材課長	飯塚 主
技 監	岩 澤 忠 恭	特殊物件課長(兼)	植田 俊雄
官房長	遊 江 操	水政局長	目黒 清雄
秘書課長	三 島 利 美	次 長	伊 藤 大 三
文書課長	町 田 利 稔	監理課長	米 田 正 文
會計課長(兼)	遊 江 操	治水課長	伊 藤 藤 令 二
弘報課長	藤 原 節 夫	利水課長	伊 藤 藤 令 二
總務局長	中 田 政 夫	砂防課長(兼)	賀 屋 茂 一
總務課長	植 田 俊 雄	防災課長	菊 池 明
		地政局長	原 田 東 平
		庶務課長	佐 藤 寬 政
		道路企畫課長	熊 本 政 晴
		道路工務課長	
		地政課長	

都市局長	財津吉文	監督第四課長	波部完也
計畫課長	町田保	營繕第一課長	中榮一徹
區畫整理課長	松井達夫	事務取扱	中榮一徹
土木課長	北村德太郎	營繕第二課長	小島新吾
施設課長	岩井四郎	營繕第三課長	吉田辰夫
水道課長	伊東五郎	營繕第四課長	木村惠一
建築局長	師岡健四郎	營繕第五課長	萩野彌壽夫
次長	内藤亮一	建設院行政監察 委員會事務局長(兼)	町田稔
庶務課長	内藤亮一	東北地方建設局長	長久保俊夫
指導課長(兼)	内藤亮一	關東地方建設局長	加藤伴平
監督課長	鳥井捨藏	中部地方建設局長	平尾勝
住宅企畫課長	山口登	近畿地方建設局長	中島時榮
炭礦住宅課長	八島三郎	中國四國地方建設局長	末松榮
特別建設局長	大村己代治	九州地方建設局長	上山鉄之助
監督部長	鎌田隆男	地理調査所長	武藤勝彦
監督第一課長	波部完也	第一技術研究所長	安藤俊一
監督第二課長		第二技術研究所長	藤田金一郎
監督第三課長(兼)			

★建設院の機構と仕事

【非賣品】

昭和三年三月十五日印刷
昭和三年三月二十日發行

編集兼 藤原節夫
發行人 藤原節夫
印刷人 伊藤鐵壽

印刷所 三洋工業株式會社
東京品川區南品川一ノ二二

發行所 建設院總裁官房弘報課
東京千代田區千代田一ノ二
電話銀座五八三一―九番

